

答 申 書

次期さいたま市配偶者等からの暴力の防止
及び被害者の支援に関する基本計画はいかにあるべきか

平成27年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会

はじめに

配偶者や交際相手などからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害にあたります。外部から発見が困難な家庭内などの密室において行われるため、潜在化しやすいことに加え、加害者に罪の意識が薄い傾向にあります。

また、配偶者などからの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者などが暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

さいたま市では、平成15年3月に「男女の人権の尊重」「女性に対する暴力の根絶」などを掲げた「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、平成16年3月には同条例を受けて、「女性に対する暴力の根絶」を重点施策とした「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定しました。

平成23年3月には、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成26年法律第28号最終改正）や同施策に関する基本的な方針を受け、「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定いたしました。また、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点事項とした「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を平成26年3月に策定し、引き続き配偶者等からの暴力防止及び被害者の自立支援に努めています。

さいたま市男女共同参画推進協議会は、昨年6月、「次期さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画はいかにあるべきか」について、さいたま市長から諮問を受け、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果などを基に、さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題を整理し、審議、検討の結果を答申書としてまとめました。

答申書では、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」やその施策の基本的な方針に即し、5つの基本目標を掲げ、17の取り組むべき施策の方向とその内容について提言しています。

本協議会は、次期さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定にあたり、関係機関等との連携協力の下で、配偶者等からの暴力根絶に向けて、これまで以上に積極的な取組が推進され、1人でも多くの被害者が救済されることを願っております。

平成27年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会

会 長 矢澤 澄子

目 次

I	答申にあたって	1
1	諮問の経緯	1
2	答申の背景	1
	(1) 配偶者等からの暴力の特徴	1
	(2) DV防止法の制定と改正	1
	(3) 県と市の役割分担	2
II	さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題	3
1	さいたま市民の配偶者等からの暴力に対する認識	3
2	さいたま市における配偶者等からの暴力被害の実態	4
3	相談状況	5
4	若年層における交際相手からの暴力	7
5	子どもへの影響	8
6	関係機関等との連携	9
III	計画の基本的な考え方	10
1	計画の性格	10
2	計画の対象とする暴力	10
3	計画の期間	10
4	計画の目標	11
5	計画の体系	12
IV	計画の基本目標と施策の方向	13
	基本目標Ⅰ 教育・啓発の推進	13
	基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実	14
	基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	15
	基本目標Ⅳ 子どもへの支援	16
	基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力	17

－参考資料－

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	19
さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	31
次期さいたま市DV防止基本計画について（諮問書写）	35
さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況	36
さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿	37

○図表目次

図表1 暴力として認識される行為	3
図表2 配偶者等からの被害経験	4
図表3 女性相談件数の推移	5
図表4 暴力についての相談経験	6
図表5 相談できなかった理由	6
図表6 デートDVの被害経験	7
図表7 子どもによる目撃	8
図表8 子どもへの暴力行為の有無	8

〔図表1・2・4・5・7・8〕

出典：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）
この調査は、さいたま市が平成23年8月にさいたま市内在住の満20歳以上の男女5,000人を対象に実施したものです。

〔図表3〕

さいたま市男女共同参画推進センター事業概要より作成

〔図表6〕

出典：さいたま市「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書」（平成27年1月）
この調査は、さいたま市が平成26年7月～9月にさいたま市内の高校及び大学の生徒及び学生約3,000人を対象に実施したものです。

I 答申にあたって

1 諮問の経緯

さいたま市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が平成 25 年に改正されたことと、平成 23 年 3 月に策定した「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」の計画期間が平成 28 年 3 月に満了することに伴い、当協議会に対してさいたま市長から「次期基本計画はいかにあるべきか」について諮問があり、審議を進めてきました。

また、平成 26 年 4 月より「第 3 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」が実施されたところですが、目標に「女性に対する暴力のないまちづくり」を掲げ、引き続き重点事項として、配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援に取り組んでいます。

2 答申の背景

(1) 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。家庭内で行われることが多いため発見が困難であり、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、DV加害者に罪の意識が薄く、暴力をふるっている認識がないといった傾向が見られます。

DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があります。

男女共同参画社会の実現に向けて個人の人権を尊重し、引き続き暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

(2) DV防止法の制定と改正

DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13 年にDV防止法が制定され、DVを防止するとともに、DV被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが、国や地方公共団体の責務となりました。

その後、平成 16 年に、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本的方針」という。）の策定、都道府県基本計画の策定等を内容とする法改正が行われました。さらに平成 19 年の法改正では、保護命令制度の拡充、また、市町村基本計画の策定および市町村の適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすることが、市町村の

努力義務となりました。

平成25年の法改正では、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても支援の対象にするとともに、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改正されました。

（3）県と市の役割分担

国の基本の方針においては、都道府県の基本的な役割は、DV被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等、広域的な施策を推進することとなっています。

一方、市町村の基本的な役割は、身近な行政主体として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等となっています。

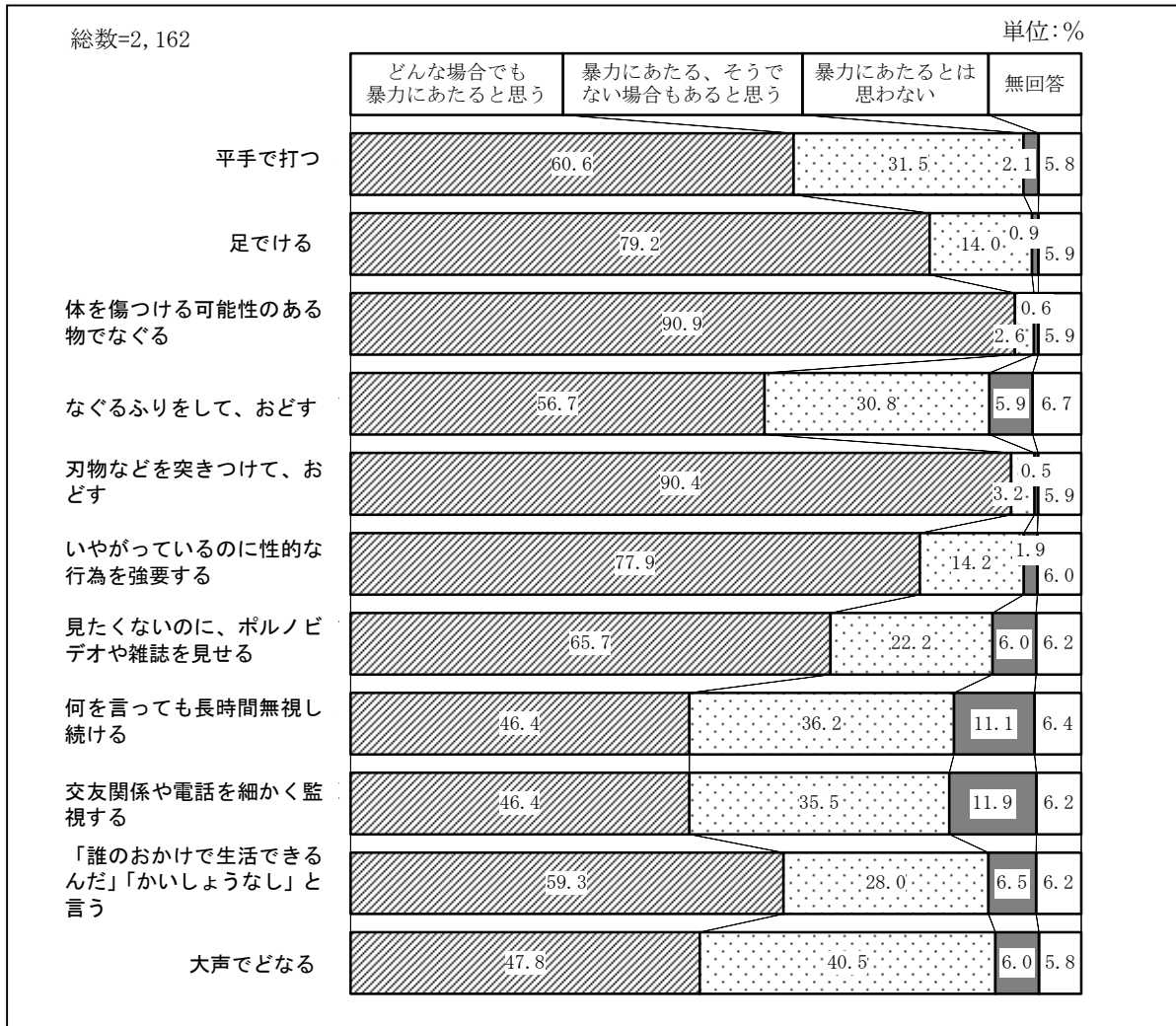
II さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題

1 さいたま市民の配偶者等からの暴力に対する認識

「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 24 年 1 月、以下「市民意識調査」という。）によると、配偶者などの間で行われる暴力行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人が多い項目は、「体を傷つける可能性のある物でなぐる」、「刃物などを突きつけて、おどす」の身体的暴力で、他の項目よりも暴力であると認識される割合が特に高く 9 割を占めています。

その一方で、「暴力にあたるとは思わない」と考える人が比較的多かったのは、「交友関係や電話を細かく監視する」、「何を言っても長期間無視し続ける」といった行為が 1 割台であり、他の項目に比べて高くなっています（図表 1）。

図表 1 暴力として認識される行為



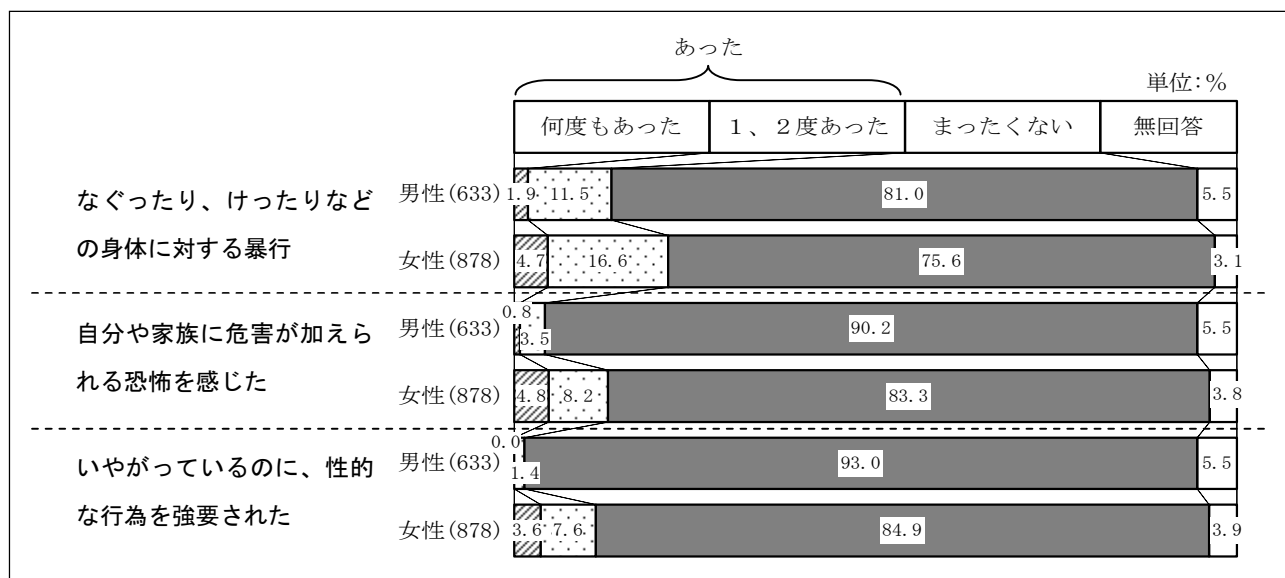
資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 24 年 1 月）

【課題】暴力は個人の尊厳を傷つけ、人権を大きく侵害する問題であり、暴力を深刻化させないためにも、市民一人ひとりが暴力（身体的・精神的・性的・経済的暴力）についての認識をさらに高める必要があります。特に、「交友関係や電話を細かく監視する」や、「何を言っても長時間無視する」などの精神的暴力について、どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合が低いことが伺えることから、DVについての意識啓発や情報提供をさらに充実させて、誰もがDVに関する正しい知識が持てるように努めていく必要があります。また、暴力を未然に防止するためにも、若年層に対して、人権を尊重し男女平等の意識を高めていくための教育が求められます。

2 さいたま市における配偶者等からの暴力被害の実態

市民意識調査によると、男女別の傾向として「なぐったり、けったりなどの身体に対する暴行」（男性：13.4%、女性：21.3%）、「自分や家族に危害が加えられる恐怖を感じた」（男性：4.3%、女性：13.0%）、「いやがっているのに、性的な行為を強要された」（男性：1.4%、女性：11.2%）という結果が出ており、いずれの被害経験についても、「あった」という回答は女性が男性を10ポイント程度上回っています（図表2）。

図表2 配偶者等からの被害経験



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

【課題】DV被害者の多くが女性である背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、男女が置かれてきた社会における構造的な問題があります。男女がお互いを認め合い、お互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した施策の推進が必要です。

また、さいたま市における被害実態を踏まえ、DV被害者の早期発見から、相談、保護、自立まで切れ目のない支援体制の強化が求められます。

3 相談状況

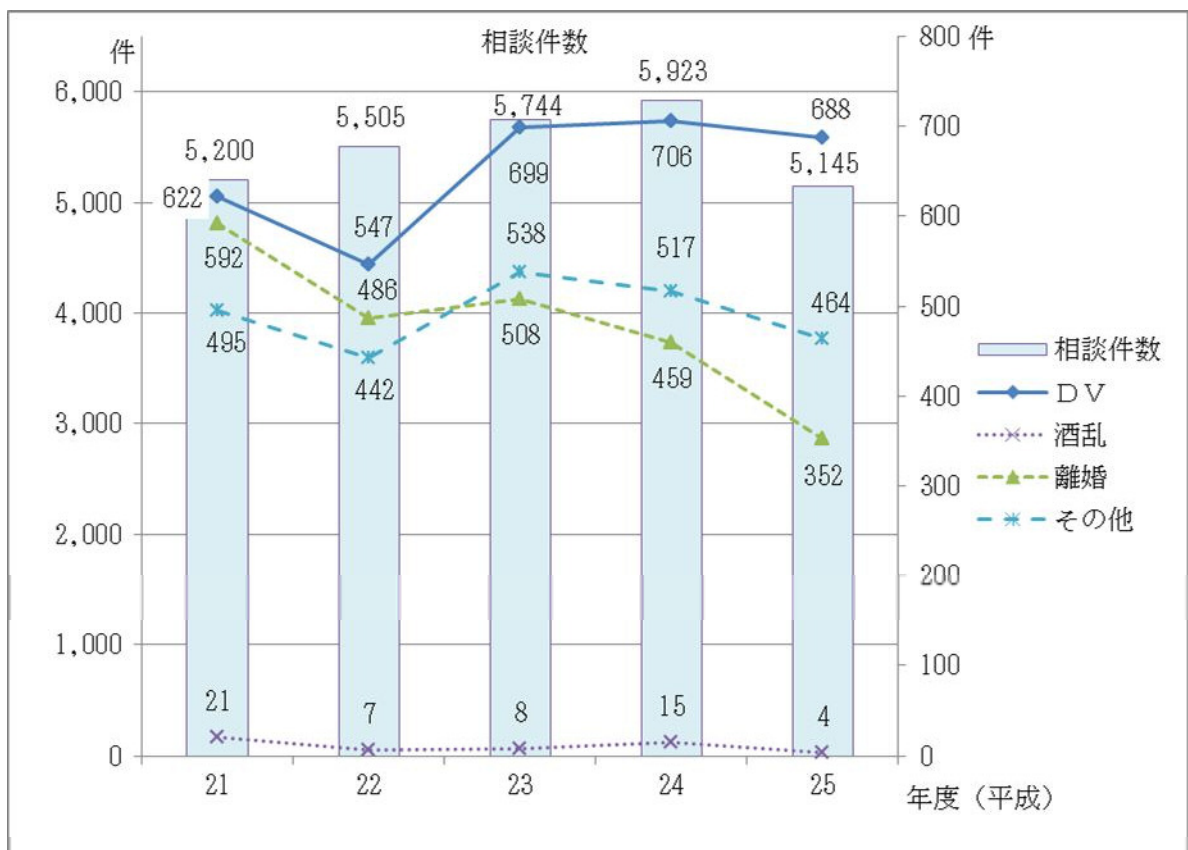
平成16年5月よりさいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）と、女・男プラザ、浦和・中央・岩槻区役所の5ヶ所で実施している婦人相談員による女性相談の他、平成26年10月に開設した配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する相談受付を開始しました。

全体の相談件数は、平成25年度において減少しているものの増加傾向にあり、その相談内容として最も件数が多いのは、「DV相談」です（図表3）。

しかし、市民意識調査の結果をみると、暴力についての相談経験では、「相談しなかった」と回答した人の割合が半数以上を占めています（図表4）。

相談できなかった理由では、男女の回答傾向に大きな違いは見られず、いずれも「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」の順に高い割合となっています（図表5）。

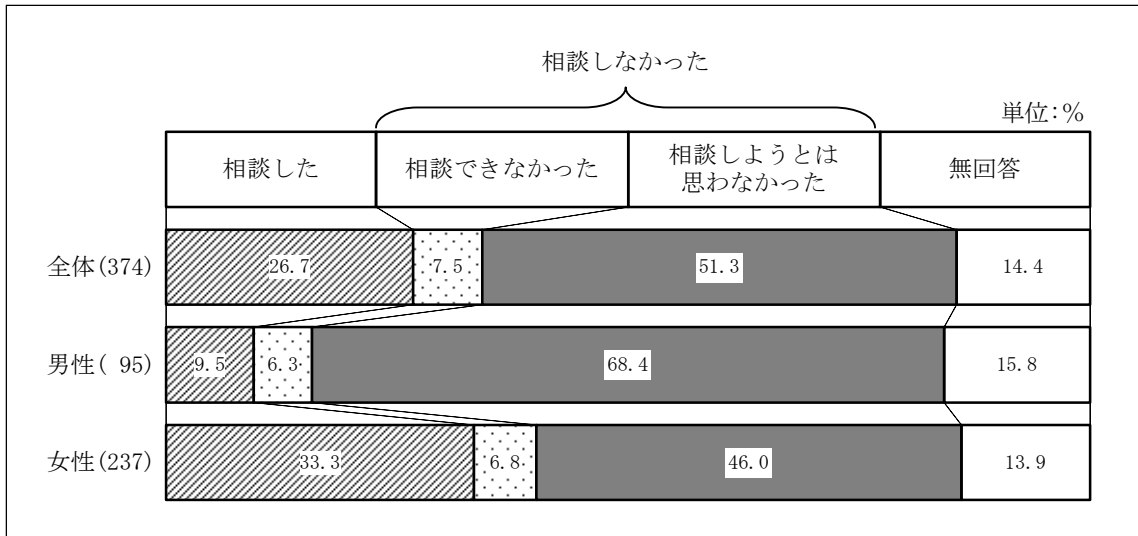
図表3 女性相談件数の推移（さいたま市）



資料：さいたま市男女共同参画課

注)「DV、酒乱、離婚、その他」については、女性相談の内、夫に関するものの件数です。

図表4 暴力についての相談経験

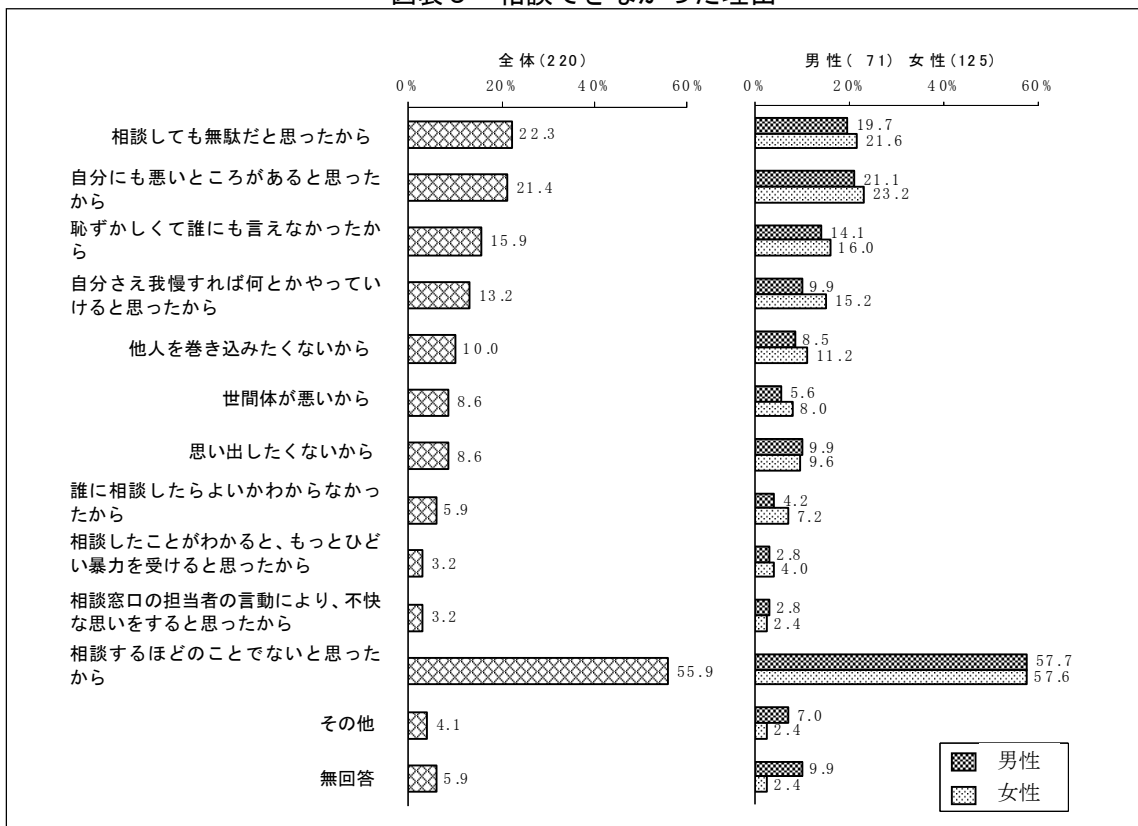


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

注）配偶者等からの暴力（身体的・精神的・性的）の被害経験について、1つでも「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した方に、その暴力についての相談経験を伺いました（全体374人／男性95人・女性237人）。

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別の数値は一致しません。

図表5 相談できなかった理由



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

注）配偶者等からの暴力（身体的・精神的・性的）の相談経験について、「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と回答した方に、その理由を伺いました（全体220人／男性71人・女性125人）。

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別の数値は一致しません。

【課題】さいたま市の電話相談など公的な相談機関があるにも関わらず、相談しなかった人の割合が高くなっています（図表4）。DV被害の解決のためには、公的機関への相談が必要であるという認識や、相談先として公的機関があることの認知度を高める必要があります。

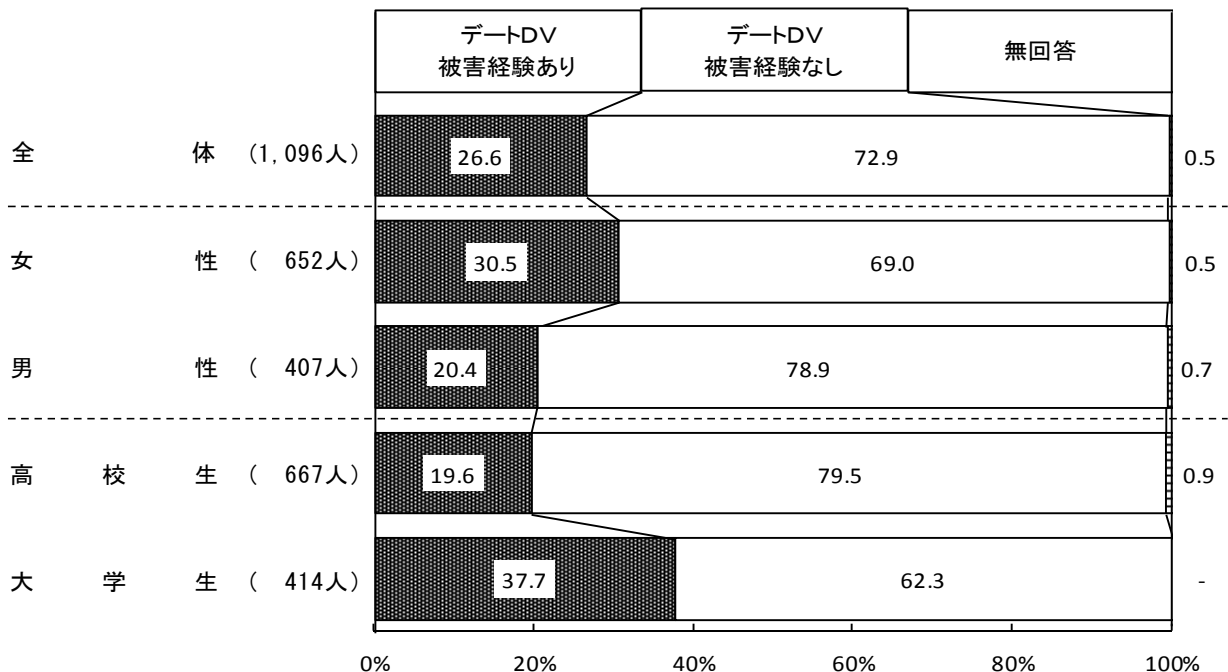
また、DVは重大な人権侵害であり、ひとりで悩むことなく気軽に安心して相談機関を利用されるよう、より一層の相談機関の充実や、民間団体等の協力による更なる周知活動が必要です。

4 若年層における交際相手からの暴力

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成24年3月）によると、10歳代から20歳代の頃に交際相手からの暴力を受けた経験のある女性は13.7%、男性は5.8%となっています。20歳代の女性に限ると23.4%が被害を受けており、約5人に1人の割合です。

また、さいたま市が市内の高校及び大学を対象に実施した「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書」（平成27年1月）によると、交際経験のある学生のうち、全体として約4人に1人は何らかの暴力行為を受けたことがあると回答しています（図表6）。

図表6 デートDVの被害経験（男女別・年代別）



資料：さいたま市「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書」（平成27年1月）
 注）交際相手がいる（いた）と回答した方に、交際相手からの暴力の被害経験を伺いました（全体1,096人／女性652人・男性407人）。

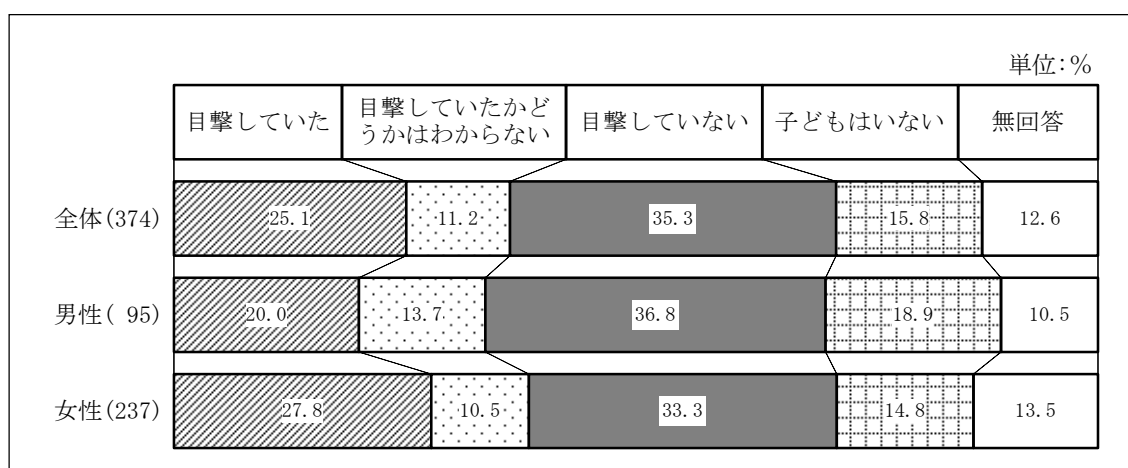
注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

【課題】近年、若年層における交際相手との間での暴力被害が、配偶者間と同様に深刻化している実態があることから、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会のより積極的な提供や、早期の段階から男女平等意識の醸成を行うなど、DVの根絶に向けた取組みについて関係機関等と連携し予防啓発を行う必要があります。

5 子どもへの影響

市民意識調査によると、配偶者等からの被害経験があったと回答（図表2）した被害者のうち25.1%が子どもは「目撃していた」と回答しています（図表7）。また、15.5%について、子どもに対しても暴力行為が「あった」と回答しています（図表8）。

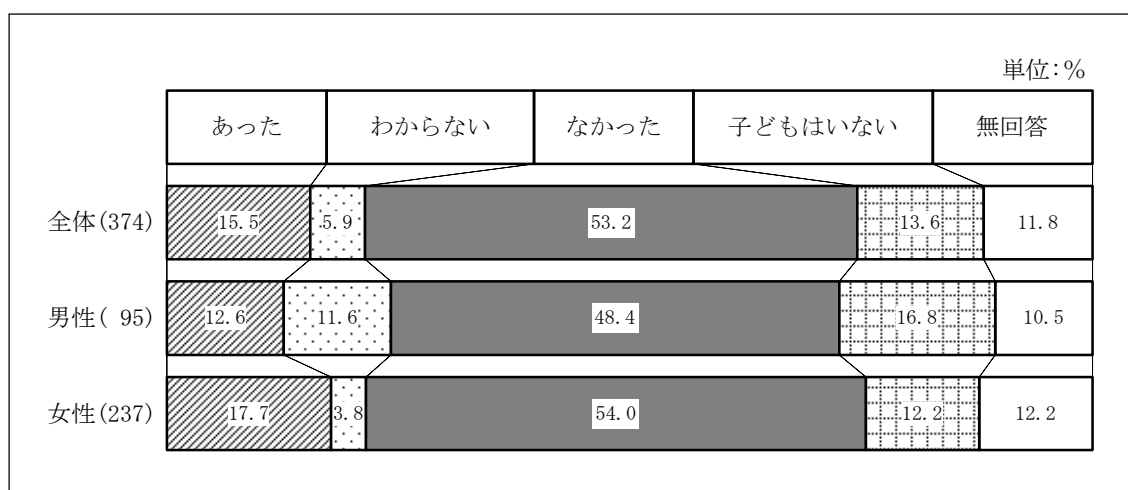
図表7 暴力行為について、子どもの目撃の有無



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

図表8 子どもへの暴力行為の有無



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

【課題】児童虐待の防止等に関する法律では、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であると定義されています。暴力を目撃した子どもは心が深く傷つき、さまざまな心身の症状が表れることもあります。

そのため、カウンセリング等、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、関係機関等との連携が必要です。

6 関係機関等との連携

さいたま市では、平成16年から「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を設置し、庁内外の関係機関等と密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討しています。また、民間緊急一時避難施設を運営する団体に対して補助金を交付し、その事業を支援しています。

【課題】DVは、その防止から被害者の自立まで切れ目のない支援を必要とし、多方面にわたる関係機関等との連携が必要不可欠です。今後も、切れ目のない支援を続けるためには、関係機関等との連携・協力体制を整備・充実させることが求められます。

また、DV被害者が安心して支援を受けるために、職務関係者における情報管理の徹底や、二次的被害防止のための更なる資質の向上が必要です。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 計画の性格

本計画の性格として、次のとおり提言します。

- (1) DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画とする。
- (2) 国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」を勘案した基本計画とする。
- (3) 「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（平成26年3月策定、計画期間：平成26年度～平成30年度）の目標Ⅵ「女性に対する暴力のないまちづくり」の重点事項である「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）」に関する総合的な体系を示すものとする。

2 計画の対象とする暴力

DV防止法では、平成25年7月の法改正により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりましたが、現行計画において既に支援することとしているため、引き続き暴力の対象とすることを提言します。

また、暴力は身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力も含まれます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とすることを提言します。なお、計画期間中においても、DV防止法の改正や基本的方針の見直し、社会情勢の変化が生じた際には、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の目標

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その背景に男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視などの問題があります。さいたま市では、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」を引き続き計画の目標として、各施策への展開を図ることを提言します。

また、DVの防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援に至る各段階にわたり、多様な関係機関等による被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要なことから、計画の具体的な目標として次の5つの基本目標を提言します。

計画の目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

- 基本目標Ⅰ 教育・啓発の推進
- 基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実
- 基本目標Ⅳ 子どもへの支援
- 基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力

5 計画の体系

基本計画の体系

基本計画の体系について、次のとおり5つの基本目標、17の施策の方向とするよう提言します。

基本目標	施策の方向
I 教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発 2 学校等における人権教育の推進 3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の整備
II 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・通報体制の整備・充実 2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 3 各種相談体制の強化と周知 4 多様な被害者への配慮
III 被害者の保護と自立支援の充実	1 安全な保護体制の整備 2 被害者等に係る情報の保護 3 自立に向けた各種支援 4 心身の健康回復への支援
IV 子どもへの支援	1 子どもへの心のケア 2 保育・就学支援
V 関係機関等との連携協力	1 関係機関、民間団体との連携協力体制の強化 2 職務関係者による配慮 3 調査研究の推進 4 苦情の適切かつ迅速な処理

IV 計画の基本目標と施策の方向

基本目標 I 教育・啓発の推進

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

そのため、市民一人ひとりが、DV被害者にもDV加害者にもならないよう、自らの身近な問題として考えるきっかけとなるよう、啓発内容を工夫することが必要です。さらに、外国人、障害者、高齢者等であるDV被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要です。

また、DVを未然に防ぐため、学校・家庭・地域・企業等において、人権尊重の意識を高める啓発や男女平等の理念に基づく教育・研修等を促進することが必要です。

特に、若年層に対して、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供し、予防に努めることが有効であることから、関係機関等と連携して、若年層を対象とした啓発活動を行うとともに、若年層が相談しやすい環境を整備することが必要です。

《施策の方向》

1 市民への意識啓発

人権尊重や男女共同参画に関する啓発を推進する
DVに関する啓発を推進する

2 学校等における人権教育の推進

学校や家庭等における人権教育や男女平等教育を推進する

3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の整備

学校や地域等において交際相手からの暴力に関する啓発を推進する
若年層が相談しやすい環境を整備する

基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

DVは、一般的に外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすいという特性があります。暴力の潜在化により、周囲も気づかないうちにエスカレートし、被害が深刻化するおそれがあるため、早期発見のできる体制と暴力について相談できる体制の整備、強化を行います。

そのため、平成26年10月より設置した「さいたま市配偶者暴力相談支援センター」では、DVを発見した者やDV被害者が安心して相談でき、迅速かつ的確に対応するための体制を充実させます。また、婦人相談員の資質向上のために必要な研修などを実施するとともに、各種手続きにおける同行支援が行える体制づくりに努め、ワンストップサービスの実施について検討します。

相談体制の強化と周知においては、男性のDV被害に関する相談体制の整備について検討を行います。また、多様な被害者への配慮においては、外国人、障害者、高齢者等に配慮した相談環境を整備します。

《施策の方向》

- 1 早期発見・通報体制の整備・充実
DVの発見・通報について周知する
- 2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
相談員の研修を実施し、資質の向上を図る
ワンストップサービスの実施について検討する
- 3 相談体制の強化と周知
相談窓口の利用に関して周知する
庁内外の関係機関等との連携体制を強化する
男性のDV被害に関する相談に応じる体制について検討する
- 4 多様な被害者への配慮
外国人、障害者、高齢者等に配慮した相談環境を整備する

基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実

緊急時における被害者等の安全の確保については、地域における社会資源を活用して積極的に実施することが望まれます。婦人相談所への一時保護が行われるまでの間、婦人相談所への同行支援や避難場所の提供等、保護体制の整備が求められます。

DVからの心身の健康の回復には、被害者同士が体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされていることから、自助グループ等の情報提供や、これらのグループの形成や継続に対する支援を行うことも必要です。

また、DV被害者が自立して生活するためには、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、様々な課題に対応する必要があります。その課題解決のためには、各関係機関等が認識を共有しながら連携を図り、福祉や雇用等の各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めたDV被害者の生活再建と経済的支援を両輪として進める必要があります。配偶者暴力相談支援センターでは、各種手続きに係る証明書の発行を速やかに行います。その際、DV被害者及びその関係者の安全確保を図るため、DV被害者等に係る情報の管理には細心の注意が求められます。

《施策の方向》

- 1 安全な保護体制の整備
関係機関等との連携により、DV被害者等の安全を確保する
- 2 被害者等に係る情報の保護
DV被害者及びその関係者の安全の確保のため、情報管理を徹底する
- 3 自立に向けた各種支援
各関係機関等との連携の基にDV被害者の自立を継続的に支援する
- 4 心身の健康回復への支援
地域における継続的なサポート体制を整備する

基本目標Ⅳ 子どもへの支援

DV被害者に同伴する子どもは、配偶者等との間で起こった暴力を目撃し、心理的虐待を受けている場合も多く、さらに、子ども自身が暴力の対象となっている場合もあります。これら、直接子どもに対して向けられた行為のみならず、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たります。

子どもへの虐待を十分に注意するとともに、暴力で傷ついている子どもの心とからだのケアが必要です。

また、子どもは転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすく、DV被害者の自立には、同居する子どもの保育や教育上の配慮が極めて重要です。子どもが安心して生活ができるよう、DV被害者等の安全の確保を図りつつ、各関係機関等と連携し、継続した支援を行うことが必要です。

《施策の方向》

1 子ども心のケア

関係機関等との連携により、子どもの心のケアを実施する

2 保育・就学支援

DV被害者の子どもの保育・就学等について支援する

基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力

DV被害者の保護及び自立支援を図る上では、関係機関等が共通認識を持ち、緊密に連携して取り組むことが必要です。なかでも、民間団体の理解と協力は極めて重要であり、DVの防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体に対し、必要な援助を行うよう努める必要があります。

職務関係者は、DVの特性を十分理解した上で、DV被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要であり、二次的被害を防止するためにも、職務関係者に対して必要な研修を行うことが必要です。

また、DVの防止及び被害者の保護に資するため、国、県、他の先進市町村及び関係機関等の調査結果等を整理・検討した上で、さいたま市として必要な課題をとらえて、継続的な施策展開が行えるような調査・研究を進める必要があります。

各関係機関等は、DV被害者の保護に係る職員の職務の執行に関してDV被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努める必要があります。

《施策の方向》

- 1 関係機関、民間団体との連携協力体制の強化
関係機関等との連携協力体制を強化する
- 2 職務関係者による配慮
DV被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう研修を実施する
- 3 調査研究の推進
DV防止及び被害者保護のための調査研究を推進する
加害者対策に関する調査研究を行う
- 4 苦情の適切かつ迅速な処理
DV被害者保護に係る職務の執行に関する苦情について、適切に対応する